

# 高齢者や障がい者の皆さんが 尊厳を持って暮らせる地域に！！



## 地域の皆さんの“気づき”が 高齢者・障がい者の虐待防止に つながります！

終わりの見えない介護や世話に追い詰められて、高齢者や障がい者を傷つけてしまっている場合があります。そうした傷つける行為（＝虐待）を防ぐために、皆さまのご協力をお願いします。

地域の「見守り」と「気づき」が  
虐待防止の第一歩！！



# このような行為は虐待です

この紙は、市役所で発生した使用済古紙を製紙機で再生したものです。

## 身体的虐待

とても熱いものを食べさせられる、飲まされる

たたかれる、殴られる、蹴られる

部屋から出してもらえない



## 心理的虐待

どなられる、悪口やひどいことを言われる

無視をされる



## 性的虐待

本人が嫌がる性的行為をする

罰として下半身を出したままにする



## 経済的虐待

自分のお金をとられる、渡してもらえない

本人の年金など収入はあるのに、サービスの利用料や生活費の支払いができていない



## 虐待が起こる背景

高齢者虐待は、様々な要因が重なり合って起こります。

### 例)【社会的環境】

- ・希薄な近隣関係
- ・家族や親族の支援がない
- ・単身世帯、老々介護 など

### 【人間関係】

- ・依存 (経済的・精神的)
- ・折り合いの悪さ など

★「介護の悩みや負担」をひとりで抱え込まないことが大切です

## ネグレクト(放棄・放置)

ごはんを食べさせてもらえない

お風呂に入らせてもらえない

病院に連れて行ってもらえない、必要なサービスを利用させない



## 早期発見・相談で虐待を防ぎましょう!



早期に発見し、第三者が介入することで、深刻化を防ぐことができます。虐待に気づいたときは、一人で考えたり、悩んだりせず、ぜひ相談してください。※相談者の個人情報を守られます。匿名での相談も受け付けています。

### 高齢者の場合の相談・問い合わせ先

高齢福祉課 福祉担当	☎34-3061	左記またはお住いの地区を担当する地域包括支援センター
	☎34-3237	北部 ☎87-0231 中央南 ☎55-3320 南西部 ☎50-7858
西部福祉課	☎92-3002	東部 ☎36-3703 中央西 ☎38-3310 河西部 ☎48-6361
介護110番	☎39-1165	中央 ☎31-0022 南東部 ☎85-7351 河西部西 ☎47-0294
		中央北 ☎34-8511 南部 ☎27-5138 西部 ☎87-1572

### 障がい者の場合の相談・問い合わせ先

障がい福祉課	☎34-3212	左記または松本市障がい者基幹相談センター
西部福祉課	☎92-3002	もしくは計画相談支援事業所

※夜間・休日 ☎ 34-3000 (市役所代表)